

滋賀県国土強靱化地域計画における治水対策について

本計画に位置付けられている治水対策のうち、重点施策は次の2点です。

☆流域治水の推進

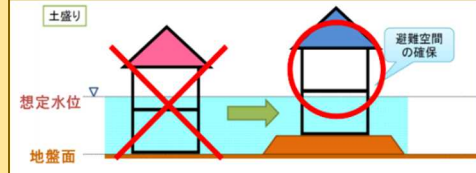
○ハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に実施するため、以下の4つの対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を推進します。

「川の中」で安全に「ながす」基幹的対策



河川の整備

被害を最小限に「とどめる」対策



特に水害リスクの高い区域における建築物の建築制限等

雨水を「ためる」対策



森林や農地等における雨水貯留浸透対策

水害に「とどめる」対策



浸水被害の回避・軽減のための対策

☆河川の整備

河川整備計画



○河川整備計画【法定計画】

本県では、県内を7つの圏域に区分し、圏域ごとに県管理河川の整備目標と概ね20年間の整備内容を定めた河川整備計画を策定しています。

○策定状況 ※二重下線は今年度変更予定

東近江	H22. 7月
志賀・大津	H24. 3月
<u>信楽・大津</u>	H25. 3月
湖東	H25. 12月
<u>甲賀・湖南</u>	H26. 12月
湖西	H28. 3月
湖北	R3. 3月

河川整備5か年計画

5年間に実施する河川整備事業の内容と実施区間を、土木事務所単位で定めた計画です。ただし、災害復旧や維持管理などの事業などは計画に関わらず、必要に応じて実施します。

- 第1期：H26～H30年度
- 第2期：H31～R5年度
- 第3期：R6～R10年度(今年度検討)

Tランク河川

当面の間、計画的な河川整備が及ばない範囲で、天井川区間等、背後地の土地利用状況などから氾濫時に壊滅的な被害が予見される場合は、優先的に堤防強化対策を実施します。

